

令和7年度大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業（支給要件の変更点）

奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業における人材確保・定着につなげるため、「大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」を令和5年度及び令和6年度に実施し、約2,900社に支援金を支給しました。

令和7年度については、より効果的な事業とするために、この間に中小企業が導入された制度の実態や、奨学金を返還しながら働く若者の負担軽減としての効果、そして事業者における制度の持続性を踏まえ、毎月の支援額を5,000円以上、支援期間を5年以上とすることを基本の要件として、大学の奨学金などを受ける方に一定以上の充実した制度とする場合は、支援金を上乘せすることといたします。

【支給要件の変更点】

大阪府の 支援内容 支給要件	令和6年度	令和7年度
	①基本支援【支援金額：30万円】 高校生（府育英会） ②追加支援【支援金額：20万円】 大学生等（学生支援機構）	①基本支援【支援金額：30万円】 高校生（府育英会は必須）に加えて、大学生等への支援をする場合 ②追加支援【支援金額：20万円】 大学生等（学生支援機構）を対象とした、より充実した支援をする場合
事業者が実施する制度の 支援金額及び支援期間	—	①基本支援 月額5,000円以上を5年以上実施 （返還支援額の合計が1年につき6万円以上で、返還支援期間の開始の日から5年以内における返還支援額の総額が30万円以上も可） ②追加支援 月額7,500円以上を10年以上実施 （返還支援額の合計が1年につき9万円以上で、返還支援期間の開始の日から10年以内における返還支援額の総額が90万円以上も可）
求人活動 （奨学金返還支援制度の支 援対象従業員がいない場合）	5年以内に従業員を雇い入れる 意思があること（誓約書で確認）	ハローワーク又はOSAKAしごとフィールドのホームページ（にであう）を 通じて正社員の求人募集を行う

【注意点】

- 過去に本支援金の支給の決定を受けた事業者は、今回は申請できません。
- 府育英会等奨学金返還支援制度を導入していることが必須です。学生支援機構奨学金返還支援制度のみを導入した場合は、支援金の対象とはなりません。
- 申請は、期間内に1度限りです。先に府育英会等奨学金返還支援制度を導入し申請した事業者が、後日、学生支援機構奨学金返還支援制度を導入した場合でも申請は出来ません。
- 申請時点で、支給要件の全ての条件を満たしている必要があります。
※改正された就業規則等は、令和7年8月31日までに施行している必要があります。